

「荒川区旅館業法施行条例の一部改正（案）」に対する パブリックコメントの実施結果

1 募集期間

令和3年12月13日（月）～12月27日（月） 15日間

2 対象者

- ・区内在住、在勤及び在学の方
- ・区内に事務所・事業所を有する個人、法人及び団体
- ・本条例により影響を受ける個人、法人及び団体

3 実施方法

荒川区旅館業法施行条例の一部改正（素案）を荒川区ホームページに掲載するとともに、生活衛生課及び区役所地下1階情報提供コーナーにおいて閲覧に供し、及び配布を実施した。

また、令和3年12月11日発行のあらかわ区報でパブリックコメントの実施について周知した。

4 意見提出数

提出者：9名（個人） 意見数：23件

5 意見の概要と区の考え方

- ・意見を反映：・・・0件
- ・既に反映：・・・16件
- ・今後の参考：・・・7件

番号	意見の概要	区の考え方	結果
＜地域住民の住環境の課題＞関連			
1	掲示する名称の中に、ホテル・旅館等の表示がない場合は、肩書にそれを付けてほしい。	旅館・ホテルと分かる名称とする、又は掲示物に旅館・ホテルの表示を行うよう指導してまいります。	
2	施設名称の掲示について、宿泊客が確認しやすいように、文字の大きさや夜間の照明等に配慮して欲しい。	昼夜間を通して、施設名称が宿泊客にとって見やすく確認しやすい掲示となるような配慮を行うよう指導してまいります。	
3	施設名称の掲示はなるべく大きくハッキリとして欲しい。	昼夜間を通して、施設名称が宿泊客にとって見やすく確認しやすい掲示となるような配慮を行うよう指導してまいります。	
4	事業に伴って出る廃棄物は、地域のごみ集積場には出さず、事業系廃棄物として回収業者と契約して定期的な回収を義務付けて欲しい。	旅館業で排出される廃棄物は関係法令で事業系廃棄物として処理することが定められております。さらに、今回の改正案では、近隣地域に悪影響を及ぼすことを予防するため、廃棄物保管設備の設置について規定しております。事業系廃棄物の回収状況等について、今後とも清掃事務所と情報共有を図ってまいります。	

5	廃棄物保管設備は害虫や悪臭の発生以外にも路上へのポイ捨ても危惧される。	改正条例において適切な廃棄物保管設備を設置することを定めるとともに、営業従事者から宿泊者に対する注意事項の説明を徹底するよう、日頃の監視活動において指導してまいります。	
6	廃棄物保管場所の設置は当然のことと思う。	廃棄物保管設備の設置について、ご賛同いただきありがとうございます。今後とも、近隣地域に悪影響を及ぼすことを予防するため、施設監視・指導に努めてまいります。	
< 適正な旅館運営の課題 > 関連			
7	営業従事者の常駐場所の設置では、設置はしたものの常駐しないケースがある。その対策として必ず緊急連絡先を掲示して欲しい。	民泊では、駆けつけを認めているため、連絡先の表示を義務付けていますが、旅館業では、必ず営業従事者が常駐することを義務付けております。さらに、常駐を確実なものとするため、今回の改正案では常駐する場所と設備の設置を義務付けています。今後とも営業従事者が不在とならないよう、施設監視・指導に努めてまいります。	
8	従事者が施設に常駐することが最も重要です。従事者の役割として、地域の住環境を破壊しないよう、宿泊者に喫煙や飲酒等の注意喚起をして欲しい。また、地域の一員として活動して欲しい。	旅館業では、必ず営業従事者が常駐することを義務付けております。さらに、常駐を確実なものとするため、今回の改正案では常駐する場所と設備の設置を義務付けています。また、営業従事者から宿泊者に対する喫煙や飲酒等に関する注意事項の説明を徹底するよう、日頃の監視活動において指導してまいります。	
9	営業従事者の常駐場所の設置を課す場合は、宿泊定員等に応じた面積も規定すべきではないか。	常駐場所の定義（基準）について、規則等で規定してまいります。	
< 安全安心・快適な施設の課題 > 関連			
10	ロビーの設置について、ロビーの定義を定めないと有名無実なロビーになってしまうのではないか。	ロビーの定義（基準）について、規則等で規定してまいります。	
11	ロビーの設置を課す場合は、宿泊定員等に応じた面積も規定すべきではないか。	ロビーの定義（基準）について、規則等で規定してまいります。	
12	ロビーの設置は、利用者の路上における会話などを防止する上で当然のことと思う。	ロビーの設置について、ご賛同いただきありがとうございます。ロビーの定義（基準）について、規則等で規定してまいります。	

1 3	便所の手洗い設備の設置はもちろんだが、手拭き用の共用タオルの禁止を加えてはどうか。	便所の手拭いは清潔なものとするため、既に区の条例において宿泊客ごとに取り替えることが規定されています。	
1 4	共同便所を男女別に設置することになっているが、入口が一つで便所の扉に男性専用、女性専用に分けたものも認められるのか。	共同便所は、入口から男女を分けて設置することとなるため、入口が一つのは認められません。	
1 5	必ず客室内に便所を設置すること。	改正条例において、便所を客室内に設置しない場合は、必ず同じ階に男女別に便所を設置することを定め、宿泊者の利便性の向上を図ることで対応してまいります。	
<その他>			
1 6	日頃気になっていたことに細やかに対応している内容でうれしい。宿泊なのか賃貸なのか区別のつかないケースに配慮した内容でとても良い。	ご賛同いただきありがとうございます。今後とも、宿泊環境のみならず、地域の生活環境への影響に配慮してまいります。	
1 7	用途変更による旅館業の開業が懸念されているので、今まで、このような条例がなかったことがおかしい。ぜひ成立することをお願いしたい。	ご賛同いただきありがとうございます。引き続き、旅館業の状況や地域の生活環境を踏まえながら、規定の見直し等を検討してまいります。	
1 8	新築での用途変更は何とかしてほしい。住民が安心して住んでいける改正を願っている。	ご賛同いただきありがとうございます。引き続き、旅館業の状況や地域の生活環境を踏まえながら、規定の見直し等を検討してまいります。	
1 9	旅館業とは、どんな「業」を指すのかを明示すべきではないか。	旅館業については、旅館業法において、「施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業」と定められております。	
2 0	地域と共存共栄するために、日常から意思疎通が図れる連絡協議会等を設置すべきではないか。	旅館業では、説明会を開催し、近隣住民の理解を得るように努めることを義務付けております。さらに、施設運営等に関する地域との協定書を締結するよう指導を行っております。今後とも、これらの取組を通して、地域との共存共栄を図ってまいります。	
2 1	朝は登校前の子どもたちの集合場所であり、前面道路には駐車している車が多くさらに増加することを懸念する。	路上駐車に関しては、警察等と連携を図りながら対応するとともに、施設監視・指導により、地域の安全確保を図ってまいります。	

2 2	問題は開業後、違反変更等があったとき、区は営業を停止・禁止することができるのか。	旅館業法第 8 条の規定により、度重なる改善の命令等に従わない場合は旅館業の停止等の処分を行うことがあります。今後とも、施設監視・指導に努めてまいります。	
2 3	洗濯機は、2 台以上設置して欲しい。	ご意見ありがとうございます。リネンの取扱いなど施設の衛生管理については、旅館業法や区の条例に基づき、適切に対応してまいります。	

ご意見は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、要約または分割しています。